

2009年4月30日

新環境社会配慮ガイドライン素案(4/13付)へのコメント

満田夏花／地球・人間環境フォーラム

下記のコメントを提出致します。別紙1～別紙6に関しては必要に応じて別途コメント致します。

原案	コメント／修正案
序	
なお、本ガイドラインは5年以内に運用面の見直しを行い、10年以内にレビュー結果に基づいた包括的な検討を行い必要に応じて改定を行う。	5年以内に行うとされている「運用面の見直し」の結果、必要に応じてガイドラインの改定が行われることを明確にすべきである。 (2.10.2も同様)
3 定義	ガイドライン本文において使用されている重要な用語のうち、定義が必要なものについて記載すべきである。たとえば、以下について追加すべきである。 ・モニタリング ・国際基準との適合 ・(3.1.1等で使用するのであれば)「協力シナリオ」 ・(3.1.2等で使用するのであれば)「プロジェクト形成」 ・「詳細計画策定調査」
1.5 JICAの責務 2. 協力事業を開始する際に、環境・社会影響の程度に応じてカテゴリ分類を行う。	(修正案) 協力事業の <u>検討を開始する際に</u> 、環境・社会影響の程度に応じてカテゴリ分類を行う。 (理由)「開始する際」とした場合、協力事業の実施であると解釈されるおそれがあるため。
4.環境社会配慮が必要な協力事業の実施段階において、相手国等が行うモニタリングを確認する。	(修正案) 環境社会配慮が必要な協力事業の実施段階において、相手国等が行うモニタリングを確認するとともに、 <u>必要に応じて自ら調査を実施する</u> 。 (理由)自ら調査を行うことがあることを明らかにするため。
1.6 相手国等に求める要件 2. JICAは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙1に示す要件を相手国等に求め確認する。	現行ガイドラインの「要請案件の採択の可否の検討や」という表現またはそれに相当する表現を残すべきである。 (理由)別紙1の要件は、環境レビューにより、協力事業の採択の可否の検討の際にも参照されるべきものであることを明確にすべきであるから。
3.環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されていなければならない。 4.環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等の現地ステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。	内容面からのコメントとしては、環境影響評価のみならず、住民移転計画、先住民族計画においても含めるべきである。 一方、ガイドラインの構成を考えた時、左記は別紙4に記載されており、重複となる。相手国等に求める要件は、別紙1、および別紙4を参照すればよいという考え方に立てば、パラ2において、下記のような記載とし、パラ3、パラ4を削除してはいかがか。 (パラ2修正案) 「JICAは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙1に示す要件を相手国等に求め確認する。また、カテゴリA案件において必要とされる環境影響評価については、別紙4に示す要件を確認する。」 なお、別紙1、別紙4は事業者側の要件であるのに対して、その他の別紙は主としてJICA側の確認のためのツールであるため、別紙1の次に別紙4を置いたほうがわかりやすいのではないか。

原案	コメント／修正案
<p>1.7 対象とする協力事業</p> <p>1)有償資金協力、2)無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、3)外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査、4)開発計画調査型技術協力、5)技術協力プロジェクトを対象とする。</p>	<p>(修正案)</p> <p>1.7 ガイドラインの対象</p> <p>1)有償資金協力、2)無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、3)外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査、4)開発計画調査型技術協力、5)技術協力プロジェクトを対象とし、1)2)5)については、協力準備調査も含む。</p> <p>(理由)協力準備調査もガイドラインの対象にすることを明確にするため。</p>
<p>1.8 緊急時の措置</p> <p>緊急を要する場合は、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICAは、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを審査諮問機関に報告する。</p>	<p>(修正案)</p> <p>・・・JICAは、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを、<u>事前に審査諮問機関に報告し、公開する。</u></p>
<p>II. 環境社会配慮のプロセス</p> <p>2.1 情報の公開</p>	<p>ここで書かれている「情報の公開」は、情報公開に関するスキーム横断的な基本的事項を記載しているものと考ええる。</p> <p>このような観点から、III における内容面における議論が終了した段階で、2.1 に下記についての記載をすることを検討して頂きたい。</p> <p>JICA は、環境レビュー段階、およびモニタリング段階において、相手国等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書およびその翻訳版を公開する。</p>
<p>2.2 現地ステークホルダーとの協議</p> <p>JICAが協力準備調査によってプロジェクト準備を支援する場合は、スコーピング時及び報告書案が作成された段階において必ず、概要検討時においては必要に応じて、一連の協議が行われる。</p>	<p>削除。</p> <p>または、下記のように修文。</p> <p>JICAが協力準備調査によってプロジェクト準備を支援する場合は、<u>少なくともスコーピング時及び報告書案が作成された段階において必ず、概要検討時においては必要に応じて、一連の協議が行われることを確認する。</u></p> <p>(理由)「II.」がスキーム横断的な事項を記すという考え方にたてば、協力準備調査が行われる場合のみを取り出して記載するのは不適切。また、読み手に、協力準備調査以外の事業においては、このような協議が必要ないのではないかという誤解を与える。</p> <p>なお、協力準備調査時に求められる協議については「III」において記載してあるため、ガイドラインの趣旨を弱めることにはならない。</p>
<p>2.3 環境社会配慮の項目</p>	<p>地域住民の安全を明記するべきである(中間報告書記載事項)。</p>
<p>2.4 審査諮問機関による助言</p> <p>審査諮問機関は、カテゴリA案件と必要に応じてカテゴリB案件について準備段階での環境社会配慮の面での助言を行い、実施状況の報告を JICA から受ける。</p>	<p>「準備段階」「実施状況」の言葉の意味が不明確であるため、明確にすべきである。</p>
<p>2.5 カテゴリ分類</p> <p>なお、調査・設計等に対する円借款であるエンジニアリング・サービス借款については、カテゴリC に属するものを除きカテゴリB とする。</p>	<p>エンジニアリング・サービス借款については、規模・特性に応じたカテゴリ分類を行うべきである。(中間報告書記載事項)</p>
	<p>政策借款においても内容に応じてカテゴリ分類を行うことを明記するべきである(中間報告書記載事項)。</p>
<p>2.6 参照する法令と基準</p> <p>3.JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基</p>	<p>・「世銀のセーフガードポリシーとの適合を確認する」とすべきである。(中間報告書記載事項)</p> <p>・参照すべき国際基準の中に、「条約」「宣言」も加えるべきである。</p>

原案	コメント／修正案
<p>準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等(地方政府を含む)に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。</p>	
<p>2.8 JICA の意思決定</p>	<p>2.8.2.2 の、「環境社会配慮が確保できないと判断する場合として想定されるもの」についての記載は、有償・無償・技術協力にも適用させる構成とすべき。 (理由)、「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」であげられている事例は、スキームによらないものと考えられる。</p>
<p>2.8.1 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト</p> <p>1. JICA は、環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合は、JICA は有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しないこともありうる。</p>	<p>(修正案)</p> <p>・・・適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされないと判断される場合には、JICA は有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しないこともありうる。 (理由) 趣旨の明確化をはかるため。</p>
<p>2.8.2 開発調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査</p>	<p>原案においては、すでに採択された案件についての中止についてしか規定されていないが、実施に関する意思決定について記載すべきである。よって、下記の趣旨の規定を盛り込むべきである。 (文案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発調査型技術協力: 要請検討段階において、JICA は環境社会面からの検討を行い、実施決定に反映させる。 ・外務省が自ら行う無償資金協力: JICA が行う事前の調査の結果を踏まえ、JICA は環境社会面からの検討を行い、その結果を踏まえた採択の可否について外務省に提言する。
<p>2.8.2.2</p> <p>このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、<u>協力事業の中止を外務省に提言する。</u></p>	<p>現行ガイドライン通り、「<u>協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する</u>」とする。 (理由) JICA としての意思決定行為を明確にするため。</p>
<p>「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば、<u>プロジェクトを実施しない案も含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合、</u></p>	<p>現行ガイドラインの「<u>開発ニーズの把握が不適切な場合、</u>」を残すべきである。</p>
<p>3.1 協力準備調査</p>	<p>共通事項として、下記について記載すべきである(中間報告書記載事項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA は、協力準備調査の実施決定に関して、プロジェクトの環境社会面の検討を行い、実施決定に反映させる。 ・協力準備調査実施決定前に、プロジェクト名、国名、事業概要、カテゴリ分類とその根拠を、公開することを明記すべきである。(現在は 3.1.1 には書かれていない。)

3.1.2 プロジェクト形成(有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト)	
3.1.2.3	TOR作成においては、季節性を配慮し、事業の環境社会影響を十分特定できる期間を確保すべきことを追加すべきである。
3.1.2.4	「M/P+F/S」型調査については、下記のような手続きを記載すべきである。 「JICA は、マスタープラン終了後、フィージビリティ調査の対象プロジェクトにつき、再度カテゴリ分類を行う。JICA は対象プロジェクトの事業概要およびカテゴリ分類結果をフィージビリティ調査開始前に公表する。このカテゴリ分類の結果の見直しが生じる場合、JICA は、TOR の見直し等必要な措置を取る。」
3.2. 有償資金協力 3.2.1 環境レビュー 2.JICA は、協力準備調査を実施したプロジェクトについては、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、環境レビュー前に、最終報告書(環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報)が全て含まれるもの。ただし、入札関連情報を除く)についてウェブサイトで公開する。	(修正案) …環境レビュー前に、最終報告書(環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれるもの。ただし、入札関連情報を除く)についてをウェブサイトで公開する。 (理由)公開すべき報告書は入札関連情報を除くすべての報告書である。「環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれるもの」は自明。 また、「について」は、報告書そのものを公開することを明確にするため、「を」であるべき。
4.環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。	下記のように公開を追加すべき。 ・必要に応じてカテゴリ分類を変更し、その結果を速やかに公開する。
	カテゴリA、B、FIに共通する情報公開について記載すべきである(主要な環境社会配慮関連文書の公開、環境レビュー結果の公開など)。 (文案) ・JICA は、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族配慮計画等の環境社会配慮文書を、入手後すみやかに、環境レビュー前に公開する。(中間報告書記載事項) ・JICA は、上記の環境社会配慮文書の翻訳版を入手または作成した場合、当該翻訳版も公開する。 ・合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。公開する環境レビュー結果には、(1) 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(2) ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する新 JICA の評価、ステークホルダーからの情報・意見への対応、(3) 適合が求められる国際基準の遵守状況が含まれる。(中間報告書記載事項)
(1)カテゴリAプロジェクト 2. JICA は、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をウェブサイトに掲載するとともに、1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画を環境レビューに先立ち情報公開する。環境アセスメント報告書は、合意文書締結の 120 日以前に公開する。	・環境アセスメント報告書、環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族計画以外の環境社会配慮のために入手した文書についても公開すべきである(中間報告書記載事項)。 ・翻訳版についても公開すべきである。
4.合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。	公開する環境レビュー結果には、(1) 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(2) ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する新 JICA の評価、ステーク

	ホルダーからの情報・意見への対応、(3)適合が求められる国際基準の遵守状況、について含めるべきである(中間報告書記載事項)。
(2)カテゴリ B プロジェクト 1.環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリAより狭い。相手国等から提供された情報等を用いて環境レビューを行う。プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について、負の影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。環境影響評価手続きがなされていた場合は、環境アセスメント報告書を参照することもあるが、必須ではない。 2.合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。	・カテゴリ B においても、環境社会配慮のために入手した文書についての公開を規定すべきである。(入手自体はマストではない) * 現行 JBIC ガイドラインでは、カテゴリ A 及び B のプロジェクトについての環境アセスメント報告書及び環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を公開し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開することが規定。
3.2.3 モニタリング及びモニタリング結果の確認	
3.第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には回答する。また、JICA は、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促す。相手国等が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを JICA は確認する。	左記の条項は、モニタリング段階のみならず、案件形成段階、環境レビュー段階においても適用すべきである。よって、「II.環境社会配慮のプロセス」などの項に移動。
7.JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。	モニタリング結果の公開は、相手国の公開されている範囲に限定すべきではない。(中間報告書記載事項) また、JICA が自ら実施するモニタリング結果を公開すべきである(中間報告書記載事項)。
3.3 無償資金協力(国際機関経由のものを除く)	有償資金協力の手続きに関するコメントと同様。委員会の議論の結果、内容的がおおむね共通であれば、有償資金協力、技術協力プロジェクトと統合してはいかがか。
3.4 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	
3.5 開発計画調査型技術協力	
3.6 技術協力プロジェクト	有償資金協力の手続きに関するコメントと同様。委員会の議論の結果、内容的がおおむね共通であれば、有償資金協力、技術協力プロジェクトと統合してはいかがか。
別紙1対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	
生態系及び生物相 (p.29) 1. プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。 2. 森林の違法伐採は回避しなければならない。商業伐採を伴うプロジェクトでは、違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による、森林認証の取得が奨励される。	(修正案) 1. プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。 2. <u>林業関連プロジェクトでは、違法伐採を回避し、森林の適切な管理をはかるために、プロジェクト実施主体者による、森林認証の取得が奨励される。</u> (理由)商業伐採を伴わないプロジェクトにおいても森林認証の取得が奨励されるため。